

特定建設作業に係る
騒音・振動の規制について

令和6年4月

岩国市

はじめに

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業は特定建設作業として、それぞれ騒音規制法及び振動規制法により事前届出等規制があります。

指定地域内で特定建設作業(表1、表2参照)を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の**7日前までに特定建設作業実施届出書**を市長に届け出なければなりません。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合はこの限りではありませんが、この場合でも速やかに、特定建設作業実施届出書を届け出なければなりません。

また、事前届出の他に、騒音及び振動の大きさ規制、**夜間の作業の禁止**(道路の占用若しくは使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき条件が付された場合等を除く。)、**日曜日その他の休日の作業禁止**(道路の占用若しくは使用の許可に日曜日その他の休日に行うべき条件が付された場合等を除く。)、1日の作業時間の制限、及び連続で作業できる期間の制限があります。

これ以外に、山口県公害防止条例に基づく特定建設作業があり、**特定建設作業実施届**を環境保健所長に届け出なければなりません。

1 指定地域

指定地域とは、騒音・振動から住民の生活環境を保全する必要のある地域として市長が指定する地域であり、その地域や区域の区分の詳細については、岩国市役所又は由宇総合支所、周東総合支所(以下「各総合支所」という。)又は岩国環境保健所公害担当窓口に備えつけてある図面を参照して下さい。

なお、地域の指定及び区域の区分は原則として都市計画法の工業専用地域を除く全用途地域で決められていますが、一部、工業専用地域と市街化調整区域も含まれ、用途地域の変更に伴い追加又は削除を行っています。

騒音規制法・振動規制法及び山口県公害防止条例の区域区分の対応表

騒音規制法 山口県公害防止条例	振動規制法	区域の区分	用途地域(原則)
第1種区域	第1種区域	第1号区域 (第4種区域(第2種区域(II))の学校・病院等の80m以内の区域含む)	低層住居専用地域
第2種区域			中高層住居専用地域 住居地域、準住居地域
第3種区域	第2種区域(I)		近隣商業地域 商業地域、準工業地域
第4種区域	第2種区域(II)	第2号区域	工業地域

2 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業実施届出書

騒音規制法・振動規制法で定める特定建設作業は、建設作業のうち著しい騒音又は振動を発生する作業であり、表1・表2のとおりです。

なお、特定建設作業の種類ごとに当該作業が1日で終了する(作業を開始した日に終わる)場合は、届出の対象となりません。

3 山口県公害防止条例に基づく特定建設作業実施届

騒音規制法とは別に山口県公害防止条例で著しい騒音を発生する作業として特定建設作業が指定され（表3参照）、開始の日の**7日前までに特定建設作業実施届**を岩国環境保健所長に提出しなければいけません。夜間の作業の禁止・日曜日その他の休日の作業禁止等騒音規制法と同等の規制が設けられていますが、1日で終わる場合も届出対象となります。

表1 騒音規制法に基づく特定建設作業

(1) くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
(2) びよう打機を使用する作業
(3) さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
(4) 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
(5) コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
(6) バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。）を使用する作業
(7) トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。）を使用する作業
(8) ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。）を使用する作業

注(3) さく岩機を使用する作業については、ピックハンマー（電気又は空気圧縮機等）を含む。また、バックホウに取り付けて使用するものは、表2の(4)ブレイカーを使用する作業にも該当する。

表2 振動規制法に基づく特定建設作業

(1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
(2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
(3) 舗装版砕破機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
(4) ブレイカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

注(4) ブレイカー（手持式のものを除く。）を使用する作業については、バックホウに取り付けて使用するもの。

表3 山口県公害防止条例に基づく騒音に係る特定建設作業

(1) 鋼球解体作業
(2) コンクリートバイブレーターを使用する作業
(3) コンクリートカッター又はアスファルトカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

注1 届出先は、山口県岩国環境保健所生活環境課（岩国健康福祉センター内 TEL0827-29-1528）です。

2 特定建設作業の種類ごとに当該作業が1日で終了する場合、騒音規制法・振動規制法では届出対象外（規制対象外）ですが、県条例では届け出が必要です。表2 振動規制法の(2) 鋼球を使用して建築物等を破壊する作業のみを1日だけ実施する場合振動規制法に基づく届出は不要ですが、表3 県条例の(1) 鋼球解体作業が該当し、保健所への事前の届出が必要です。

4 規制基準

次表の基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、改善勧告、命令の対象となります。

ただし、災害その他非常の事態の発生による場合、鉄道又は軌道の正常な運行に必要な場合、道路の占用若しくは許可に工事を夜間又は日曜日その他の休日に行う旨の条件が付された場合等は除きますが、騒音・振動の規制基準の適用除外はありません。

規制項目 作業の種類		騒音・振動 の 規制基準	夜間の 作業禁止時間		1日における 作業時間制限		連続作業 期間制限		日曜日 その他 の休日
			第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
騒音 規制 法	(1) くい打機等を使用する 作業	85 デシベル	午後 7時 から 翌日 午前 7時 まで	午後 10 時 から 翌日 午前 6時 まで	1 0 時 間 以 内	1 4 時 間 以 内	連 続 し て 6 日 以 内	作 業 禁 止	
	(2) びょう打機を使用する 作業								
	(3) さく岩機を使用する 作業								
	(4) 空気圧縮機を使用する 作業								
	(5) コンクリートプラント 又はアスファルトプラント を設けて行う作業								
	(6) バックホウを使用する 作業								
	(7) トラクターショベルを 使用する作業								
	(8) ブルドーザーを使用す る作業								
振動 規制 法	(1) くい打機等を使用する 作業	75 デシベル	午後 7時 から 翌日 午前 7時 まで	午後 10 時 から 翌日 午前 6時 まで	1 0 時 間 以 内	1 4 時 間 以 内	連 続 し て 6 日 以 内	作 業 禁 止	
	(2) 鋼球解体作業								
	(3) 舗装版破砕機を使用す る作業								
	(4) ブレーカーを使用する 作業								
山口 県 公 害 防 止 条 例	(1) 鋼球解体作業	85 デシベル	午後 7時 から 翌日 午前 7時 まで	午後 10 時 から 翌日 午前 6時 まで	1 0 時 間 以 内	1 4 時 間 以 内	連 続 し て 6 日 以 内	作 業 禁 止	
	(2) コンクリートバイブレ ーターを使用する作業								
	(3) コンクリートカッター 又はアスファルトカッター を使用する作業								

注 1 騒音・振動の規制基準は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値。

2 第1号区域とは、騒音規制法の第1種区域、第2種区域、第3種区域、及び第4種区域のうち学校・病院等の80m以内の区域。振動規制法・山口県公害防止条例はP.1の区域区分の対応表参照。

3 第2号区域とは、指定地域のうち前号に掲げる区域以外の区域。

5 届出について

特定建設作業に関する届出は次表のとおりです。

	騒音規制法・振動規制法	山口県公害防止条例
届出用紙名 (届出先) 内容項目	特定建設作業実施届出書 (岩国市役所又は各総合支所窓口)	特定建設作業実施届 (岩国環境保健所公害担当窓口)
届出事由 (適用除外)	指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工するとき (特定建設作業の種類ごとに当該作業が1日で終了する場合を除く)	
届出期限	特定建設作業の開始の日の7日前まで	
届出事項	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 建設工事に目的に係る施設又は工作物の種類 (3) 特定建設作業の場所及び実施期間 (4) 特定建設作業の種類、及び開始と終了の時刻 (5) 騒音又は振動の防止の方法 (6) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (7) 特定建設作業に使用される騒音又は振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様 (8) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者名 (9) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	
添付書類	(1) 特定建設作業の場所の付近の見取図 (2) 特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したもの (3) 施工平面図及び断面図(参考)	

届出は、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の場合には岩国市役所又は各総合支所公害担当窓口へ、山口県公害防止条例に基づく特定建設作業の場合は岩国環境保健所公害担当窓口へ2部提出して下さい。

なお、各届出様式はホームページからダウンロードできます。

6 罰則について

上記の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は改善命令に違反した者には、罰則規定(最高30万円以下の罰金)が適用されます。

特定建設作業実施届出書の書き方

様式第9

特定建設作業実施届出書

岩国市長 ○○○○ 殿		令和 ○○年 ○○月 ○○日	○特定建設作業を開始する 7日前 までに届け出る。
住所 岩国市今津町1丁目14番51号		届出者 氏名又は ○○○建設株式会社 名称 代表取締役 ○○○○ 電話番号 0827-29-5100	○届出は 元請負人 が行うこと。請負契約書に記載されている住所、氏名又は名称で届け出る。
特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、 次のとおり届け出ます。			○該当する届出を残す(不要な方に取消線を引く)。
建設工事の名称	○○ビル新築工事		○契約書に記載されている工事の名称を記入する。
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄骨・鉄筋コンクリート造事務所 地上6階地下1階 延床面積○○㎡	○工事によって出来上がる又は解体される施設又は工作物の種類を記入する。	
特定建設作業の種類	くい打くい抜機を使用する作業(※騒音・振動該当) さく岩機を使用する作業(※騒音) ブレーカーを使用する作業(※振動)	○騒音・振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類が記載されているので該当する項目に○印を記入する。 <u>さく岩機を使用する作業(騒音)</u> の場合、バックホウに取り付けて使用すると振動の <u>ブレーカーを使用する作業</u> にも該当する(同一作業で呼び名が異なる)。	
特定建設作業に使用される騒音(振動)規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	パイプロ トー△△建機 K**300E 7.5KW コンプレッサー △△工業 P**-175S 41.7KW ブレーカー △△ニューマ 30番 電動ピックハンマー マ△タ 100V 11**P	○特定建設作業に使用する機械の名称、メーカー、型式、能力を記入する。さく岩機の場合は空気圧縮機についても記入する。	
特定建設作業の場所	岩国市山手町1丁目18番13号	○建設現場の住所を記入する。	
特定建設作業の実施の期間	自 令和 ○○年 ○○月 ○○日 至 令和 ○○年 ○○月 ○○日 69日間	○特定建設作業を開始してから終了する日(予備日を含む)までの期間を記入する。開始日は届出日から7日以降で、期間には日曜・祭日を含む延べ日数を記入する。	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始 作業終了 作業日 実働時間	○日曜・祝日には特定建設作業ができないので、特定建設作業の実施の期間中に該当日があれば上段に「日曜・祝日を除く」とし、また短期間で該当日がなければ「平日」と記入する。下段には予備日を含まない実際に要する作業日数を記入する。 ○実働時間は上段に1日平均実働時間を下段に総実働時間を記入する(作業日×1日平均実働時間)。	
	自 8:00時 至 17:00時 日曜・祝日を除く 6時間 34日間 204時間		
騒音(振動)の防止の方法	現場周辺に防音パネル壁(高さ3m)設置 住民の意見を取り入れ作業時間短縮	○騒音(振動)の防止のための措置を具体的に記入する。特に講じていない場合は「無し」と記入する。	
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	岩国市山手町1丁目18番13号 ○○○○ 株式会社 代表取締役 ○○○○ 電話番号 21-****	○発注者の組織が全国的な規模で大きい場合は、発注の権限を有している部局を記入する。	
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	岩国市山手町1丁目18番13号 現場作業事務所 所長○○○○ 電話番号 21-****	○現場作業事務所を設けない場合は、工事監理を行う支店等でもよい。	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	岩国市平田町6丁目27番5号 ○○ 工務店 代表者 ○○○○ 電話番号 21-****	○下請負人は、第一次下請負人、第二次下請負人(孫請)に関係なく、現場において特定建設作業を行う下請負人を記入する。 ※下請負人が多く記入できない場合は、特定建設作業の種類別に特定建設作業を実施する下請負人を記した別紙でもよい。	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	岩国市山手町1丁目18番13号 現場作業事務所 現場責任者 ○○○○ 電話番号 21-****	○現場作業事務所を設けない場合は、工事監理を行う支店等でもよい。	
※ 受 理 年 月 日		○記入不要	
※ 審 査 結 果			

- 備考 1 この届出書は、騒音・振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。(※請負工事単位でまとめて提出可。特定建設作業の種類が多い場合は、騒音・振動に分けて提出。)
- 2 特定建設作業の種類欄には、騒音・振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
- 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

**工事現場付近の住民に対し工事内容、工期等を十分説明し了解を得ること。
苦情が発生しないように注意して作業を行うこと。**

(1) 附近の見取図



(2) 工 程 表

工 期 (令和〇〇年4月5日~令和〇〇年6月28日)

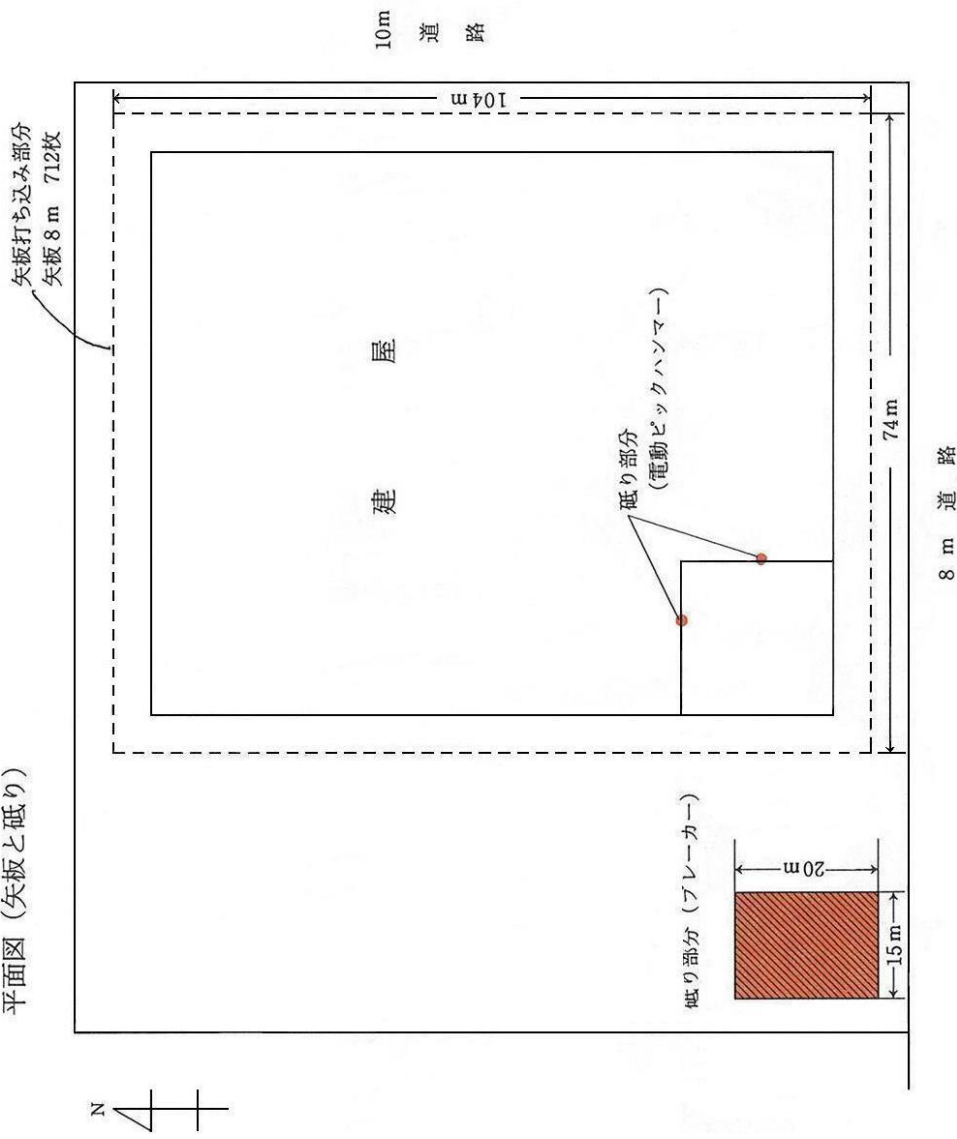
工 種	月 日	4			5			6			
		10	20	30	10	20	31	10	20	30	
準 備		—									
仮 設 工 事		—									
杭 打 ち 工 事			—								
土 工 事			—								
鉄 筋 工 事				—							
コ ン ク リ ー ト 工 事				—	—	—					
木 工 事						—	—	—			
金 属 工 事								—	—		
左 官 工 事						—	—	—			
木 製 建 具 工 事									—		
金 属 建 具 工 事							—				
硝 子 工 事								—	—		
内 装 工 事									—	—	
塗 装 工 事										—	
外 溝 工 事										—	
さく岩機を使用する作業(騒)					4/25	~	5/16	5/21~6/3	6/8	~	6/24
ブレーカーを使用する作業(振)					4/25	~	5/3				
くい打機を使用する作業(騒・振)					4/17	~	4/28				

注 請負工事の工種ごとの日程を記入し、特定建設作業に係る工事は赤色等で他の工事と色分けし、実線 — は実際に工事する予定を、点線 は予備日を記入する。

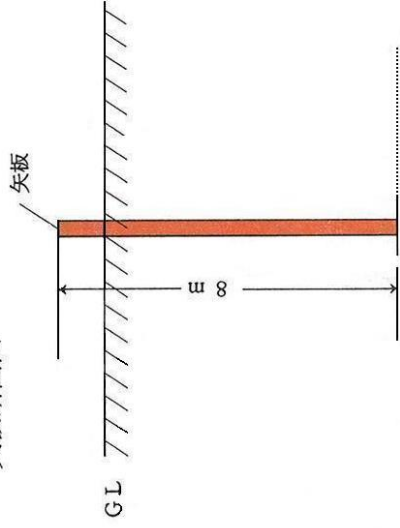
六

(3) 施工平面図及び断面図

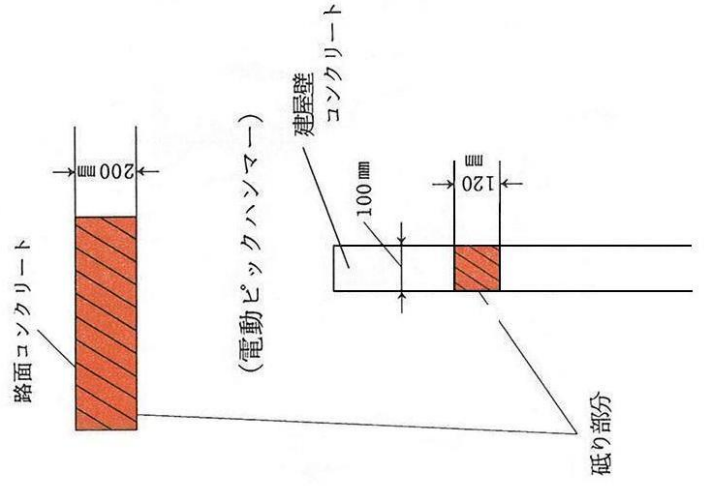
平面図 (矢板と碇り)



矢板断面図

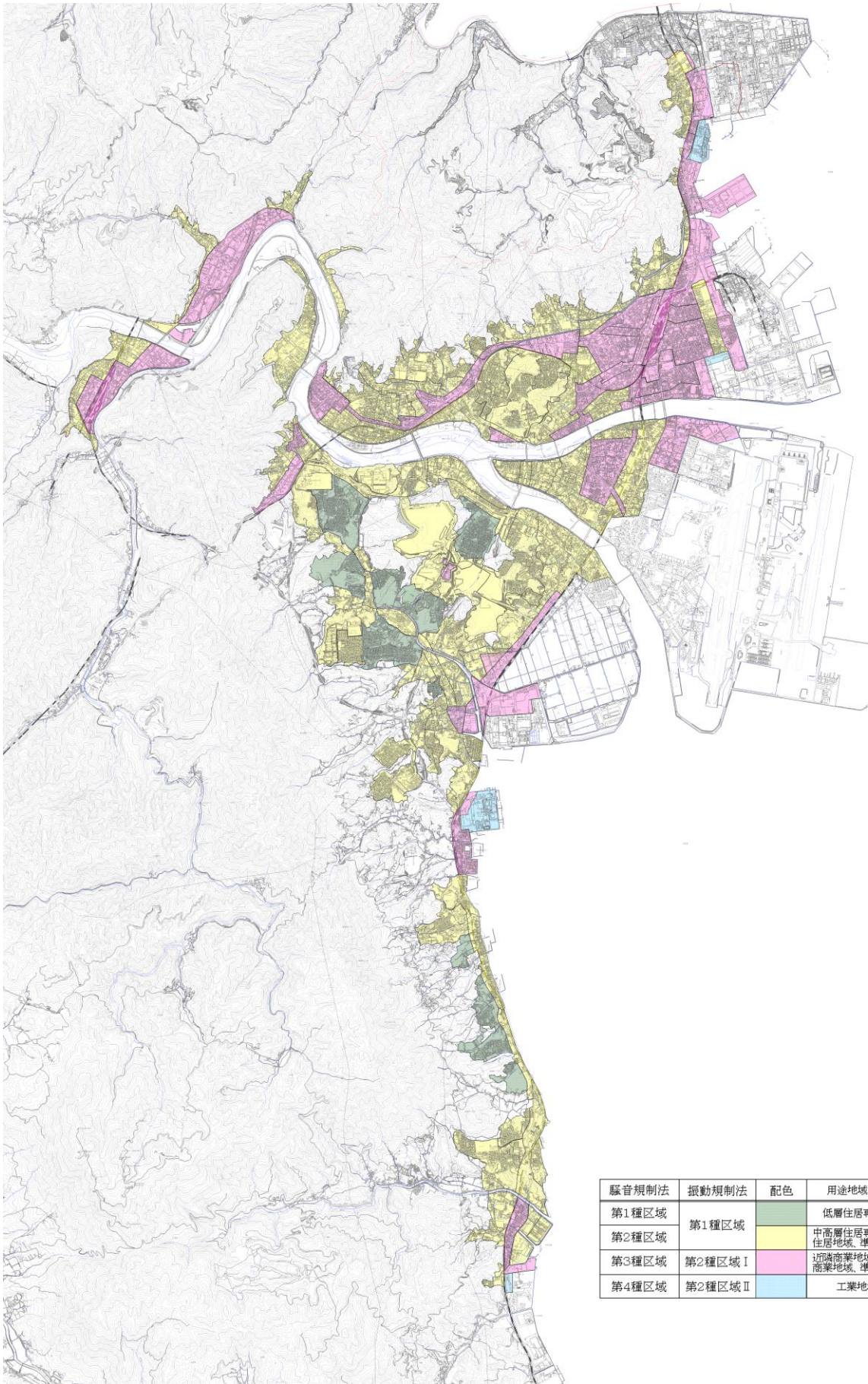


碇り断面図 (アレーカー)

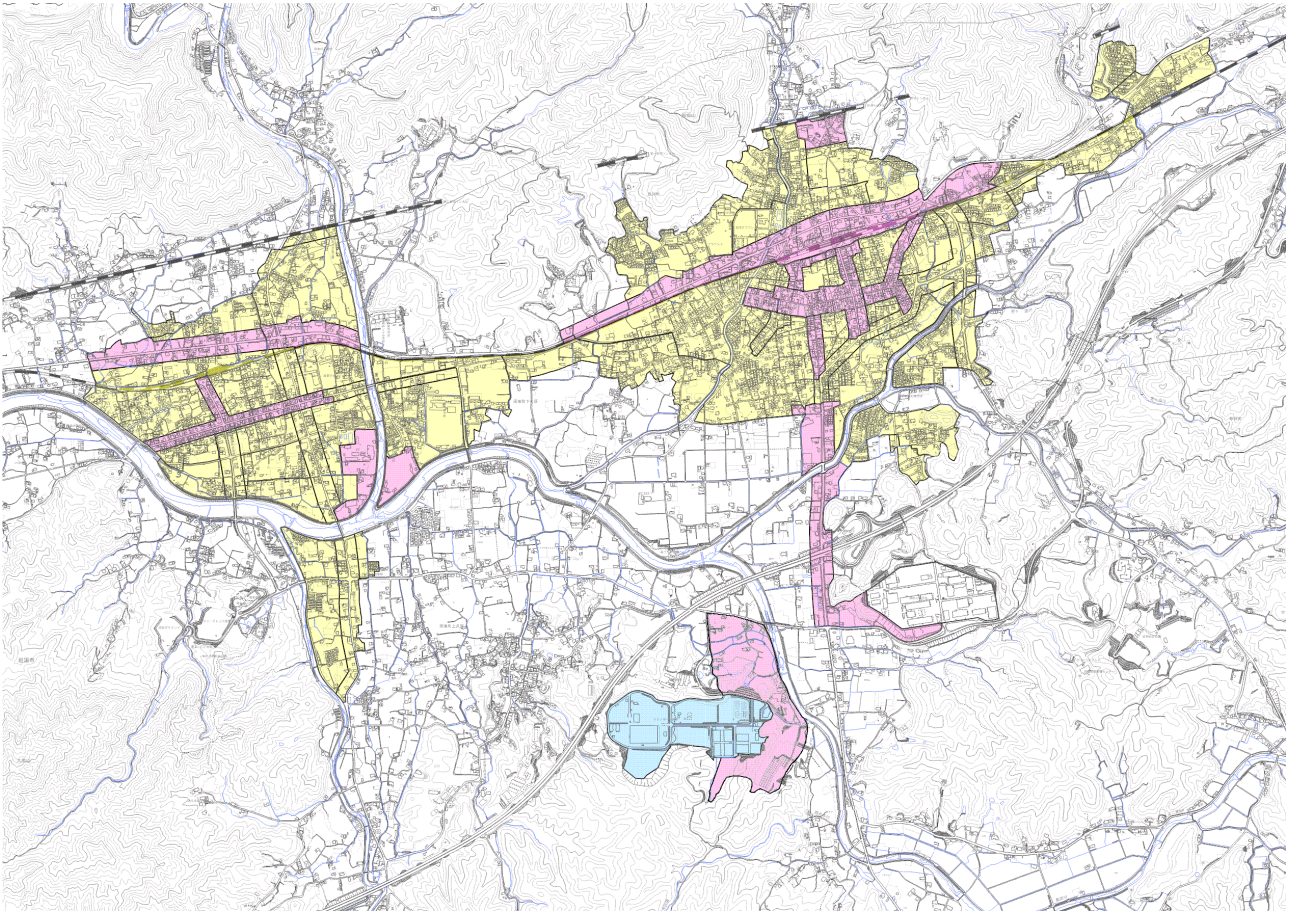


記載注意

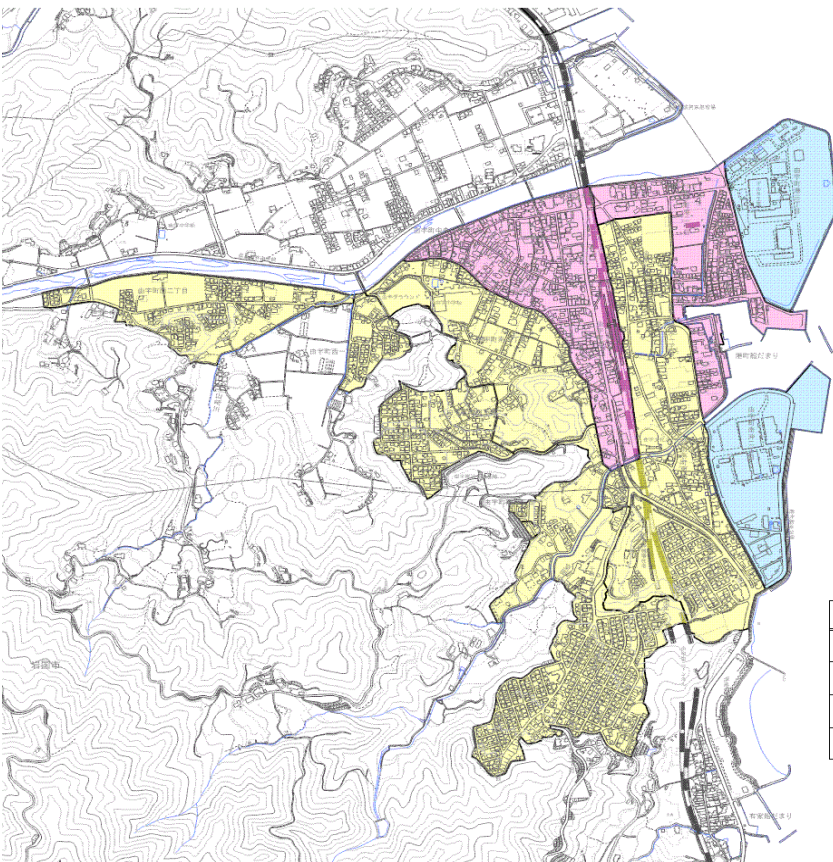
1. 特定建設作業に係る施工部分は赤鉛筆等で色分けする。
2. 平面図は詳細な図面を用いる。



騒音・振動規制法指定地域概要図(岩国地域)



騒音・振動規制法指定地域概要図(玖珂・周東地域)



騒音規制法	振動規制法	配色	用途地域(参考)
第1種区域		緑色	低層住居専用地域
第2種区域	第1種区域	黄色	中高層住居専用地域 住居地域、準住居地域
第3種区域	第2種区域 I	ピンク色	近隣商業地域 商業地域、準工業地域
第4種区域	第2種区域 II	青色	工業地域

騒音・振動規制法指定地域概要図(由宇地域)

問い合わせ窓口

騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業実施届

740-8585 岩国市今津町一丁目 14-51 岩国市環境部環境政策課環境衛生班 電話 0827-29-5100

740-1428 岩国市由宇町中央一丁目 1-10 由宇総合支所市民福祉課環境班 電話 0827-63-1112
--

742-0492 岩国市周東町下久原 1208-1 周東総合支所市民福祉課環境班 電話 0827-84-1112
--

山口県公害防止条例に基づく特定建設作業実施届

740-0016 岩国市三笠町一丁目 1-1 岩国環境保健所生活環境課廃棄物・環境指導班 電話 0827-29-1528
--